

駐車場附置義務条例の改正について

1 改正の背景

- ・バリアフリー法施行令の一部改正に伴う車椅子駐車スペースの基準変更
- ・機械式駐車場での事故防止
- ・附置義務駐車施設の適正管理

以上を目的に条例を見直しました。

(長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正)

2 改正の内容 (※ 次のページに詳細を記載しております。)

① 車いす駐車スペースの基準が変わります！



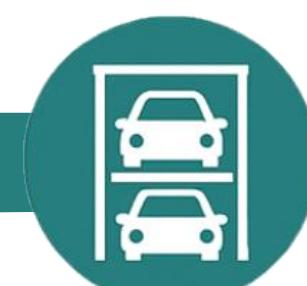
これまで

- ・全ての施設に1台以上設置

これから

- ・施設の駐車台数に応じて必要な設置台数が増加
- ・設置する駐車マスのサイズが拡大

② 機械式駐車場の安全管理を明確化しました！



安全基準の追加

- ・国土交通大臣が認定した装置と同等の安全性を確保

保守点検の義務化

- ・装置の安全を維持するため、定期的な保守点検を義務化

③ 駐車施設廃止時の届出を義務化します！



目的

- ・駐車場の現状を正確に把握し、今後の整備計画に活用するため

届出時期

- ・廃止後10日以内

3 施行日

令和8年4月1日

(車いす駐車スペースの基準変更は令和8年10月1日以降適用)



手続きの詳細や様式、台数算定表は
こちら（長崎市HP）

(お問い合わせ)
長崎市土木企画課
電話番号:095-829-1415

改正の内容(詳細)

① 車いす駐車スペースの基準が変わります！



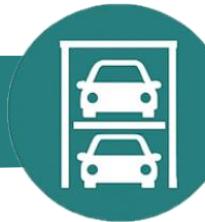
R8.10.1～

・車椅子使用者駐車施設の基準変更

令和8年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用します。

項目	現行条例(改正前)	改正条例(改正後)												
設置台数	<p>◆1台以上を設ける。</p> <p>車いす使用者用駐車施設数 義務台数 附置すべき駐車台数</p>	<p>◆附置すべき駐車台数が200台以下 → 駐車台数×2%以上を設ける。 ◆附置すべき駐車台数が200台超え → 駐車台数×1%+2台以上を設ける。 (※1未満の端数切り上げ)</p> <p>車いす使用者用駐車施設数 義務台数 附置すべき駐車台数</p> <table border="1"><thead><tr><th>附置すべき駐車台数</th><th>義務台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>~50台</td><td>1台</td></tr><tr><td>51~100台</td><td>2台</td></tr><tr><td>101~150台</td><td>3台</td></tr><tr><td>151~200台</td><td>4台</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></tbody></table>	附置すべき駐車台数	義務台数	~50台	1台	51~100台	2台	101~150台	3台	151~200台	4台	⋮	⋮
附置すべき駐車台数	義務台数													
~50台	1台													
51~100台	2台													
101~150台	3台													
151~200台	4台													
⋮	⋮													
設置規模	<p>◆車いす使用者等駐車施設 幅3.5m以上×奥行5.0m以上</p>	<p>◆車いす使用者等駐車施設 幅3.5m以上×奥行6.0m以上×はり下の高さ2.3m以上</p>												

② 機械式駐車場の安全管理を明確化しました！



R8.4.1～

・機械式駐車設備の届出及び施設の管理

項目	現行条例(改正前)	改正条例(改正後)
特殊の装置 (機械式駐車設備等)	<p>◆規定なし</p>	<p>◆駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとする。</p>
駐車施設の管理	<p>◆規定なし</p>	<p>◆特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならないこととする。</p>

③ 駐車施設廃止時の届出を義務化します！



R8.4.1～

・駐車施設廃止時の届出を義務化

項目	現行条例(改正前)	改正条例(改正後)
廃止時の届出	<p>◆規定なし</p>	<p>◆駐車施設の所有者又は管理者は、駐車施設を廃止したときは、市へ届け出なければならないこととする。</p>
届出期限	<p>◆規定なし</p>	<p>◆廃止後10日以内とする。</p>



手続きの詳細や様式、台数算定表は
こちら（長崎市HP）

(お問い合わせ)
長崎市土木企画課
電話番号:095-829-1415